

国土強靱化に資する社会資本整備等を求める意見書

現在、新型コロナウイルス感染症は終息の見通しが立っていない状況であり、北海道内の地方公共団体では、地域の暮らしや経済活動など、多方面において大きな影響を受けています。さらに、近年激甚化・頻発化する自然災害の発生と合わせて、地域住民の安全で安心な暮らしに大きな不安を与えています。

このような状況において、地方公共団体では、今後一斉に更新時期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化への対応など、様々な課題を抱えている実情があり、平常時や災害時を問わず地域の暮らしや経済活動を支える道路や河川などといった防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが重要となります。

こうした中、多くの地方公共団体においては、地方財政が依然として厳しい状況にあることから、国と地方公共団体の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要となります。

よって、国におかれましては、引き続き防災・減災、国土強靱化に向けた道路や河川などといった社会資本の整備や管理の充実・強化が図られるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備や管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保し、地域の実態に鑑みて予算を重点配分するとともに、現在計画されている事業の早期着工による総合的な機能強化を図ること。
- 2 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤整備の充実を図るため、社会資本の維持管理に必要な予算を確保するとともに、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援を図ること。
- 3 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧のため、国土交通省北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月28日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣